

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和4年4月19日開催 日本証券業協会]

1. ウクライナ情勢に係る対応について

- 現下のウクライナ情勢を踏まえ、ロシア・ベラルーシの一部銀行の SWIFT からの排除を含め、国際的に様々な制裁措置が実施されており、我が国においても、2月下旬以降、当該銀行を含む団体・関係者の資産凍結、輸出管理措置等の制裁措置が順次実施されている。
- このように刻々と状況が変化していくなかで、引き続き、現下の情勢や制裁措置の動向を注視し、確実に実施していただくとともに、取引の適切なモニタリングなどに取り組んでいただきたい。
- あわせて、顧客資産への影響については、ロシア関連の金融商品やルーブル建て債権を保有している顧客もいると認識しており、中でも、例えばロシアの国債や株式等を組み入れている公募投資信託については、投資家からの買付や売却の受付を停止している商品もあると承知。
- 顧客保護の観点から、発行体や商品を組成する資産運用会社等と連携を図りながら、顧客への丁寧な説明や、適時・適切な情報提供に努めるなど、引き続き、顧客対応に万全を期していただきたい。

2. 銀証ファイアーウォール規制の見直しを踏まえた体制整備について

- 銀証ファイアーウォール規制の見直しに関する内閣府令・監督指針の改正については、現在、公布に向けた準備を行っている。
- 監督指針改正においては、情報授受規制の見直しを行う一方、弊害防止措置の実効性強化のため、顧客情報管理などについて監督上の着眼点を明確化している。例えば、
 - ・ 法人関係情報に当たらない非公開情報のようなものも含め、顧客等に関する情報一般について、Need to know 原則を十分に踏まえた情報管理を徹底することや、

- ・ 当該情報の管理状況をコンプライアンス部門の関与の下で適時・適切に検証すること、情報の漏えい等に際して経営上重要な事案には経営陣が適切に関与すること

等、今回の改正を踏まえた体制の強化が必要。

- 同時に、そもそも改正前から求められてきた体制整備についても、万全と言える状態になっているのか、改めて自らの顧客情報管理態勢を顧みていただきたい。

3. LIBOR からの移行対応について

- LIBOR については、ドルの一部テナーを除き、2021 年 12 月末をもってパネル方式での公表が停止された。一方、円及びポンド LIBOR の一部テナーについては、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR、いわゆるシンセティック LIBOR が、1 月以降、時限的に公表されている。

- 金融庁は、パネル LIBOR の公表停止を踏まえ、日本銀行と合同で、2021 年 12 月末基準での「第 3 回 LIBOR 利用状況調査」を実施し、3 月 31 日に調査結果を公表したが、2021 年 12 月末に公表が停止された LIBOR を参照する既存契約については、移行対応が概ね完了したこと、及びシンセティック LIBOR の利用は限定的となる見込みであることが確認された。

また、2023 年 6 月末に公表停止が予定されているドル LIBOR については、米当局の指針に沿って、1 月以降新規取引での利用を原則停止するよう求めており、大半の金融機関においては、1 月以降ドル LIBOR を参照する新規取引の停止に向けた体制整備は完了し、新規取引を原則として停止していることが確認された。

他方、ドル LIBOR を参照する既存契約については、依然として多くの契約においてフォールバック条項が未導入であることが確認された。

- シンセティック LIBOR 参照契約を含め移行対応が完了していない一部の残存契約の適切な管理と移行対応、及び時間軸を意識したドル LIBOR からの移行対応をしっかりと進めていただきたい。

金融庁としては、本調査の結果も踏まえて、引き続き、日本銀行とも連携

して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応の徹底を求めている。

4. アルケゴス事案に係るレターの発出について

- 2021 年 3 月、米国投資会社アルケゴスが債務不履行となったことにより、日系金融機関を含む複数の大手金融機関において巨額の損失が発生した。
- 金融庁は、関係する金融機関におけるリスク管理態勢やガバナンスの脆弱性について、海外当局と共同で分析を行ってきたところ、将来の類似事案発生を防ぐためにも、本事案からの教訓、及びそれを踏まえた金融庁の今後の対応についてまとめたものを、改めて金融機関宛のレターとして近日中に公表する予定。
- 必ずしもすべての金融機関に当てはまるものではないが、特にグローバルにビジネスを展開する金融機関においては、ガバナンスやリスク管理態勢の整備を行う上で参考にしていきたい。また、それ以外の金融機関においても参考になる部分もあると思うので、参照していきたい。
本レターが健全なリスク・カルチャーを醸成する一助となることを期待している。

5. 経済制裁について

- 経済制裁への対応は、今まで通り、リスクベースでのマネロン管理態勢を適切に実施することが重要。例えば、制裁対象者のスクリーニングや実質的支配者の確認、また、貿易関係の決済においては、商流と資金の流れをリスクに応じて確認する必要がある。マネロン管理態勢に関し、もし個別の判断に迷うものがあれば、前広に相談していきたい。

6. マネロンレポートの公表について

- 金融庁では、マネロン等対策について、3 月末時点の金融庁所管事業者の対応状況や金融庁の取組み等をまとめた、「マネー・ローンダリング・テ

「資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称マネロンレポート）を4月8日に金融庁ウェブサイト公表した。

- 金融庁としては、金融庁がモニタリングで得られた情報や考え方を還元することにより、金融機関等の実効的な態勢整備の一助となれればと考えている。
- レポートに目を通していただき、金融庁の考えるリスクや確認された金融機関の事例等を考慮しつつ、引き続き、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等に利用されない金融システムを確保するため、態勢の強化に努めていただきたい。

7. 現下の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について

- 昨今の情勢を踏まえサイバー攻撃のリスクが高まっていることから、サイバーセキュリティ対策の強化に関する注意喚起（2月23日、3月1日、3月24日）を行った。

※ 2月23日 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/cyber/0224oshirase.html>

※ 3月1日 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/cyber/0301oshirase.html>

※ 3月24日 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/cyber/0324oshirase.html>

- 経営層のリーダーシップの下、セキュリティ対策の徹底を図るとともに、仮に、サイバー攻撃を受けた場合は、事案の詳細が判明していない段階においても、速やかに金融庁・財務局の担当部署まで報告をお願いしたい。

※ サイバーセキュリティ強化に向けた主な対策

- ① リスク低減のための措置（本人認証の強化、セキュリティパッチの迅速な適用、不用意に添付ファイル、URLを開かないこと等の組織内の周知など）
- ② インシデントの早期検知（ログの確認、通信の監視・分析やアクセスコントロールの再点検）
- ③ インシデント発生時の対処・回復（データのバックアップの実施、復旧手順の確認、インシデント発生時の連絡体制等の準備）

8. 顧客本位の業務運営に関する取組の「見える化」について

- 4月1日、金融庁ウェブサイトにおいて、『金融事業者リスト』に係る今後の取扱いについて」を公表した。

これは、『金融事業者リスト』の掲載要件について、これまでの ①「顧客本位の業務運営に関する原則」(FD 原則)と金融事業者の取組方針との対応関係に加えて、今後は、②取組状況の公表と、③原則と取組状況の対応関係も確認対象とし、これらの点が確認できた金融事業者を掲載することとしたもの。次の2点を補足したい。

- 1点目は、金融事業者の取組方針については、FD 原則とほぼ同じ文言を踏襲している事例や、抽象的な記載に止まっている事例など、自らの業務特性等を踏まえていない事例が見受けられた。

※ 具体的には、『金融事業者リスト』に掲載されている金融事業者の中にも、取組方針の記載内容にオリジナリティがなく、記載上の工夫も認められないなどといった事例も見受けられている。これらについては、取組方針の記述内容等の一層の充実が求められることから、取組状況の検証を通じて、自らの規模や業務特性を踏まえた見直しを検討していただきたい。

- 2点目は、顧客本位の業務運営に係る「見える化」については、単なるペーパーワークではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証する契機としていただきたい。

※ 具体的には、顧客本位の業務運営に係る「見える化」については、金融事業者における取組方針や具体策の策定 → 実践 → 振り返り → 次年度に向けた取組みといったサイクルが重要であり、取組方針に基づく営業現場における実践結果について、取組状況の中に具体的に記述していただきたい。

- 金融庁では、金融事業者におけるリスク性金融商品の販売動向のモニタリングや具体的な取組に関する対話を実施し、必要に応じて把握した事項を公表する予定。

9. 新しい資本主義実現会議について

- 4月12日に開催した新しい資本主義実現会議（第5回）において、鈴木大臣より、「コロナ後に向けた経済システムの再構築」に関連して、マーケット活性化に向けて今後金融庁が取り組むべき施策をまとめた資料を提出し、発言したので、紹介したい。

○ 新しい資本主義により、持続的成長を実現するとともに、その成果を家計に還元することが重要。また、国内外の資金を成長分野へと繋ぐ国際金融センターとして、魅力あるマーケットを構築していくことが必要。このための方策としては以下の3点。

① 家計に対する金融の分配機能を強化しつつ、スタートアップ等への円滑な資金供給を促進することなどにより、成長と分配の好循環を実現していく。具体的には、

- ・ 企業価値向上において重要な人的投資や多様性確保などの非財務情報開示を充実しつつ、コスト軽減の観点から、法令上の四半期報告を廃止し、取引所の四半期決算短信に「一本化」していく。
- ・ また、スタートアップ企業等が、不動産担保などによらず、事業全体を担保に成長資金を調達できる制度の導入を、金融庁においても検討していく。

② 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、日本企業の取組みや強みが適切に評価され、内外の投資資金が円滑に供給されるための環境を整備していく。具体的には、

- ・ ESG市場の透明性や信頼性の向上を図るため、ESG評価機関向けの行動規範の策定や、
- ・ 企業の気候変動対応を金融機関が支援するよう、金融機関と企業の対話を促進するためのガイダンスの策定を行う。

③ 我が国の国際金融センターとしての地位を更に高めていくため、ポストコロナを見据えて、海外金融事業者の参入促進に向けた取組みを本格稼働していく。

○ こうした取組みを進め、持続可能な経済成長を牽引する魅力あるマーケットを構築していく。

10. IOSCO のサステナビリティに関する取組み

○ IOSCO（証券監督者国際機構）では、サステナブルファイナンスへの取組みを強化すべく、2020年6月にサステナブルファイナンスタスクフォースを

設置している。2022 年 3 月 9 日に開催された IOSCO 代表理事会において、同タスクフォースの 2022 年の新たなワークプランが承認された。今回のワークプランでは、IFRS 財団によるサステナビリティ開示基準の評価を含む企業報告に関する作業は継続しつつ、IOSCO が 2021 年に公表したグリーンウォッシング及び ESG 格付けに関する提言の実施状況のモニターを含むグッドプラクティスの奨励や、排出権取引を含む炭素市場の透明性や公正性、脆弱性の特定などについても、新たに取り組むこととなっている。今後、開示を含めサステナビリティに関する国際的な議論が益々活発になることが予想されるため、引き続き、密接に意見交換・情報交換を行ってまいりたい。

11. NBF I の議論の動向について

- 金融安定理事会 (FSB) 及び IOSCO では、引き続きノンバンク金融仲介 (NBF I) に関する作業が優先課題として進められている。
- マネー・マーケット・ファンド (MMF) については、2021 年 10 月に公表された FSB による最終報告書を踏まえ、協会及び会員の方々と我が国の MRF 等に係る対応の方向性に関して意見交換を実施している。今後も、関係者と緊密に連携して検討を進めたい。
- また、MMF 以外のノンバンク金融仲介に関する幅広いトピックについても作業を進めている。コロナ発生下のファンドの流動性リスク管理を分析するプロジェクトについては、2022 年中に報告書を取りまとめる予定。
- このほか、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議に寄せられたコメントをもとに、2022 年 6 月末を目途に最終報告書を取りまとめる予定。

12. IOSCO 社債市場に関するディスカッション・ペーパー

- 4 月 6 日、IOSCO は COVID-19 発生下における社債市場の状況について広く意見と経験を求めるディスカッション・ペーパーを発表した。本ペーパーは、2020 年 3 月の混乱期及びその後の数か月間における社債市場の流動性や、ディーラーその他の市場参加者の行動と背景を、取引データ、市場参加者向け

サーベイやラウンドテーブル会合での議論などを踏まえて検討し、まとめた上で、これに対する市場の意見の提供を呼び掛けるもの。

- 金融庁も本作業に関与しており、協会及び多くの会員に協力をいただいた。この場を借りて感謝申し上げる。本ペーパーについても引き続き意見などがあれば提供いただきたい。

13. IOSCO 報告書「分散型金融 (DeFi)」について

- IOSCO は、3 月 24 日に「分散型金融 (DeFi) についての報告書」を公表した。
- 本報告書は、IOSCO が DeFi について公表した初めての報告書であり、DeFi の構造を包括的に分析し、DeFi による斬新な金融商品やサービスと従来型の金融商品やサービスとの比較を行っている。また、DeFi による金融商品やサービスが有するリスクを示している。
- 本報告書の中で、IOSCO は、DeFi による金融商品やサービスが、従来型の金融商品やサービスを複製したものといえるにもかかわらず従来型と同様の規制を受けていないために投資家のリスクが高まっている点や、DeFi が中央集権的な内部者のコントロールを受けないピア・ツー・ピア市場であると言われていても、ガバナンス・トークンの配布を通じてコントロールすることができる中心的な主体が存在する点等を指摘している。
- IOSCO は、今後、市場参加者から幅広くフィードバックを得たいと考えている。一読いただき、意見などがあれば提供いただきたい。

(以上)